

山形県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

平成 21 年 2 月 13 日
条例第 2 号

(設置)

第1条 年度間における財源の円滑な調整及び健全な財政の運営に資するため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積み立て及び処分)

第2条 基金に積み立てる額及び処分の額は、予算の定めるところによる。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の管理及び運用より生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。